

令和 7 年度静岡県介護生産性向上総合相談センター運營業務委託に係る仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、静岡県が発注する「静岡県介護生産性向上総合相談センター運營業務委託」に係る業務（以下「本委託業務」という。）の企画提案募集及び委託に付する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託者決定後、静岡県と受託者が協議の上、静岡県が作成するものとする。

2 委託業務目的

本県の高齢化率は、2025 年 4 月現在、30.9%で過去最高を記録し、65 歳以上人口は 110 万人を超えている。2040 年を見通すと、高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が急増すると推測されている。一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれており、人材の確保は既に全産業的に喫緊の大きな課題となっている。

このような厳しい環境変化の中にあっても、必要な人材を確保するとともに、介護の質を確保・向上していくことが介護現場の直面する課題であり、個々の介護事業所等が、それぞれ有する課題を把握し、業務の効率化や改善を行うなど、生産性の向上を進めることが重要である。

本事業は、介護現場の革新、生産性向上に資する様々な支援・施策を横断的・総合的に一括で取り扱い、介護事業所等からの I C T 等テクノロジーの導入、及び人材確保に関する相談に関し、多様な関係者や既存の各種事業とも連携しながら、ワンストップで対応するとともに、計画から取組・評価・継続まで一貫して支援を行う「静岡県介護生産性向上総合相談センター（以下「センター」という。）」を設置し、介護事業所等が行う生産性向上等の取組を促進することを目的とする。

3 介護現場の抱える現状と課題

介護人材の確保・定着が困難な状況において、介護事業所等が、介護サービスの維持・向上を図るためには、介護従事者が専門性を活かしながら、やりがいを持って働ける環境が必要である。

しかし、介護現場においては、サービス利用者への直接ケアだけでなく、デスクワークを含めた多岐にわたる膨大な業務への対応、また多職種間での業務連携・情報共有が求められており、介護従事者への身体的・心理的負担が生じている。介護事業所等が、働きやすい職場づくりを目指し、介護現場の生産性の向上に取り組む上で、以下の課題がある。

- (1) 介護事業所等が生産性向上に係る取組を進める上で、自らの事業所における課題が明確になっていない、または課題を把握できても改善策がわからない、どこへ相談すべきかわからない、といった課題
- (2) 介護事業所等が生産性向上に係る取組を進める上で、実際の実例を知りたい、現場を見学したいが、そのような機会が少ない、といった課題
- (3) 介護現場における生産性の向上に係る取組の 1 つとして、介護テクノロジーの導入が挙げられるが、介護事業所等が介護ロボットや I C T などの種類を知らな

い、機器の選定・導入にあたり、自らの事業所の課題に適するものかどうかかわからない、実際に試用できる機会がない、といった課題

- (4) 介護事業所等において人材の確保や、離職防止策、具体的には、業務手順の見直しや、専門性を鑑みた役割分担などの業務改善策などを進める上で、どこへ相談すべきかわからない、といった課題

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 センターの概要

別表1「静岡県介護生産性向上総合相談センターの必須機能」のとおり

- ・設置時期：令和8年1月頃（予定）

6 業務内容及び提案事項

(1) 業務内容

ア センターの設置・運営

イ その他、介護現場が抱える現状と課題を解決するための取組の実施（任意）

(2) K P I 目標値

企画提案時には、別表2「静岡県介護生産性向上総合相談センターのK P I 目標値」の達成に資する事業計画を作成すること。

(3) 提案事項

ア 上記「3 介護現場が抱える現状と課題」を解決し、「6 (2) K P I 目標値」を達成するための、具体的な企画及び運営体制、事業計画（別表1に定めるセンターの必須機能①から⑦までを含めた内容、回数、目標等）

イ 支援を行った介護事業所等の成果を横展開するための手法

ウ センターの周知や利活用を促進するための効果的な広報の実施方法。また、相談がない介護事業所等に対するアプローチについても提案すること。

エ その他、介護事業所等の職場環境づくりや介護人材確保に係る提案（任意）

(4) 留意事項

- ・本業務を円滑かつ効果的に実施できるよう、適切な人員配置を行うこと。また、本委託業務の全体を総括・管理する統括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、介護現場における生産性向上について熟知した人員を配置すること。
- ・相談窓口を静岡県内に設置し、窓口対応時間は、介護事業所等にとって利便性が考慮された時間とすること。また、対面による相談にも対応できるようにすること。
- ・メール、オンライン等の活用など、遠隔にある介護事業所等の相談にも対応可能な体制であること。
- ・別表1「機能③専門家による訪問相談」のうち、生産性向上に係る地域のモデル事業所については、提案者が想定するモデル事業所のサービス種別・規模及び生産性向上に資する取組状況等とそのモデル事業所に対する伴走支援方法を提案すること。な

お、モデル事業所は原則、東・中・西部地域ごと 1 事業所、計 3 事業所以上とし、県と協議の上、決定する。

- ・また、伴走支援は、生産性向上推進体制加算Ⅰ算定要件として求められる生産性向上の取組の成果（利用者の満足度等の評価の維持・向上、総業務時間・残業時間の縮減、年次有給休暇の取得日数の維持・増加）と同等の効果を創出することを目標とする。
- ・生産性向上推進リーダーとは、介護現場における生産性向上を推進するために、生産性向上と業務改善に向けた基本的な知識とスキルを有し、組織全体がチームとして取り組めるよう、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（介護報酬改定により設置義務化）の中心となる現場のリーダー職員を指す。
- ・別表 1「機能⑦の居宅支援サービスの支援強化」は、伴走支援を令和 8 年 4 月より開始する。利用目標は、2 地域とする。なお、事業実施地域については、県が指定する。
- ・本業務を実施する上で連携が必要となる関係機関との連携には特に留意し、県が開催する静岡県介護現場革新会議に参加するとともに、当該会議における方針等に沿ったセンターの運営を行うなど、県との緊密な連携の上で実施すること。なお、当該会議は、年 2 回程度開催予定。
- ・県と協力してセンターの開所式を開催すること。

7 著作権

- ・受託者は、本委託業務に係る成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下、同じ。）を静岡県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に、受託者が本契約締結以前から有する著作物が組み込まれている場合には、当該著作物の著作権は、受託者に留保するものとする。
- ・受託者は、成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・成果品に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- ・受託者は、静岡県が承諾した場合には、成果品を使用又は公表することができる。

<参考：生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定要件>

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

<生産性向上推進体制加算（Ⅱ）>

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。
- 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。